

政治意識の古層について：『古事記』との 関連を中心として

ABE, Hiroyuki / 阿部, 裕行

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院 国際日本学インスティテュート専攻委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

国際日本学論叢 / 国際日本学論叢

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

126(1)

(終了ページ / End Page)

103(24)

(発行年 / Year)

2013-03-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008966>

政治意識の古層について

—「古事記」との関連を中心として—

日本文学専攻博士課程二年

阿部裕行

はじめに

「古事記」はなにをわれわれに伝えようとしているのか。多様な要素がふくまれていて、そのひとつをもって「古事記」のめざすものとするのは困難である。しかし「天皇支配の正統性とその由来」を説くことが、そのおおきな狙いであったことはだれもがみとめるところである。いいかえれば、古代の天皇を中心とする統治がどのようなものをめざしていたのかを記しているということである。最古の文字資料に記された統治の型は、丸山眞男が指摘したように政治意識の古層を示している。本稿では「古事記」にうかがえる多様な要素のなかから、そこに読みとれる政治意識の古層をとりあげ、丸山眞男の政治意識の古層論にもとづきながら、古代の統治はどのようなものをめざしていたのかを考えたい。

古代王権の統治について考えるためには、この問題と深く関連している古代国家についてふれなければならない。これまでの古代国家についての研究によれば、天皇が畿内の大王から日本全国の統治者としての権力と正当性を獲得したのは、律令制においてであるというのが通説的である。律令という中国の法制をとり入れることで、畿内を中心とした政治勢力の支

政治意識の古層について

配層である「ヤマト王権」が、日本全体の国家的王権となっていったといわれている⁽¹⁾。

律令制のもとでの統治をどうとらえるかについて代表的な説は、石母田正の「アジア的専制国家における専制君主」による統治という説である。天皇は第一に官制大権、第二に官吏任命権、第三に軍事大権、第四に臣下に対する刑罰権、第五に外交と王位継承に関する大権という五つの大権を有している。このような大権がひとりに集中し、そのひとりが代表する国家は、いわゆるアジア的専制国家の類型に属する国家であるとする考えである⁽²⁾。

これにたいし早川庄八は、古代の律令国家を専制国家の一類型であることを認めるのであるが、太政官合議制のもつおおきな役割が天皇権力に対立する性格を有することを指摘し、天皇の大権に対する律令官僚機構の役割に注目する⁽³⁾。関晃は中央支配層にはふたつの極が対立している。ひとつが天皇であり、もうひとつが畿内支配層である貴族である。畿内支配層である貴族は、天皇の権力を抑制する対立グループあり、支配層のふたつの極がバランスをうまくとりながら律令体制は維持されていたと考える⁽⁴⁾。いずれも天皇にたいする畿内支配層の役割を重視している。畿内支配層は律令官僚として国政にたずさわっていた。ここにみられるのは、律令官僚的統治である。

歴史学の視点からはこのように論じられている日本の古代政治の統治は、「古事記」ではどのように記されていたのだろうか。そう問うことは、最古の文字資料にうかがうことのできる古代の政治意識、政治意識の古層を問うことである。この問いに答えるために、「古事記」において統治は、どのように記されているかを本稿では取り上げる。「古事記」に記された統治を示す語句、文脈を考察することで、古代政治における統治のいったんを、丸山眞男の政治意識の古層論をふまえながら、上記の歴史学の角度とはちがった視点から考えてみたい。

1. 政事と祭事

政治という漢語は比較的新しく、江戸時代まではほとんど政事と書かれていた⁽⁵⁾。政、政事が「まつりごと」に該当するが、記紀編纂以前のヤマト国家の時代「まつりごと」は政治であると同時に祭事であると古くからいわれてきた。

日本の原始農耕社会では、稲の稔りを確実にものにするための祭りが、集落の宗教行動の基本をなしていた。このような社会状況を背景にして確立された王権においても、稲の祭りである新嘗祭は天皇の祭祀の中心をなしていた⁽⁶⁾。ヤマト政権の王は神の子孫であり、政治支配者であるとともに、国の最高祭司として祭祀をおこなっていたのである。政治支配を正当化するために神祇の祭祀は重要であった。

たしかに古代にあっては宗教、宗教行事が政治と密接にむすびついていた。毎年中央で国家が執行する重要な祭祀は、祈年祭、月次祭、新嘗祭であり⁽⁷⁾、これらの宗教行事は国を統治するため政治的な意図のもとにおこなわれていた。しかし「まつり」の原義は「祭」であり、神になにものかを捧げることであるが（岩波「古語辞典」）、「祭」が「政」であると即座にむすびつけることはできるだろうか。

古代国家では神祇祭祀を重視し、大宝令では神祇令で祭祀を規定し、神祇官を中央の政治機構の最高位においた。太政官はこれに次ぐ地位におかれた。制度上は神祇官が最高位におかれたが、律令官僚機構の中枢をしめる機関は太政官であった。百官を統轄し、百官すべてにたいして行政命令を発しうる最高官庁であり⁽⁸⁾、現実的統治は、ここをとおしておこなわれていたというべきである。「祭」は神祇官、「政」は太政官においておこなわれていた。いわば統治として祭政は密接にむすびついていたが、「祭」と「政」は分離していたというべきである。

政治意識の古層について

『日本書紀』の崇神紀と垂仁紀の記述をとりあげてみたい。共殿していたアマテラスを宮殿から移し伊勢に祀る伊勢神宮の起源を記しているといわれる条である。「天照大神・倭大国魂、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず」とある。「共に床を同じくし殿を共にして、齋鏡とすべし」とアマテラスから命じられていたにもかかわらず、アマテラスの依り代である鏡を祭る場を移すのである。「其の神の勢を畏りて」がどういうことを意味しているのかわからないが、アマテラスの神としての威力の強さに、それを祭る天皇が耐られないということであろうか。天皇と祖神とのあいだのことであるから、それは祭儀にかかわることである。アマテラスを移し祭るということは、その祭儀を日常的な政治から区別し、分離するということである。ここでは祭事と政事をわけるといことがおこなわれている。『古事記』においても政事と祭儀の分離を天孫降臨の条に読みとることができる。

これの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拝くが如拝き奉れ。次に思金神は、前の事を取り持ちて政せよ。(66)

前半は鏡をアマテラスのシンボルとして「イツキマツル」ことをホノニニギに命じている。「イツク」は伊都岐と表記されているが「齋」であり。「身を慎み聖なるものに仕える」⁹⁾ ことを意味する。「イツク」は「マツル」とは意味がことなる。「イツク」は「[[齋き] イツ (稷威) の派生語であり、神や天皇などの威勢・威光を畏敬し、汚さぬように潔齋して、これを護り、奉仕する。」(岩波『古語辞典』) ことを意味する。たんに祭るとはことなる特別な意味をおびた宗教的儀礼である。このように前半は祭事を示している。

「次」と記される後半は、アマテラスが思金神に政を取り行なうことを命じている。「前の事」は『古事記伝』(以下記伝)によればアマテラスの

国際日本学論叢

「御魂の御前の事」であり、この場合の「事」は「祭祀の行事を云には非ず。(中略)御政を云なり」とある。「取り持ちて」は「其事を身に負持て、執行ふを云う」⁽¹⁰⁾ であるとしている。記伝の解釈に従うならば「アマテラスの御魂を体して、政を行なえ」ということである。したがって後半は政事を示している。「鏡が祭事についてアマテラスを象徴するように、思金神は政事についてアマテラスを象徴」⁽¹¹⁾ している。前半と後半はともにアマテラスへの奉仕事であるが、事項としては前半は祭事について述べ、後半は政事について述べているのである。思金神が「為政」と命じられていることから宣長は「天皇の御政を、諸関白大臣などの取り申し賜ふ如くに、此ノ思金ノ神は、天照大御神の御霊の御政を取り行ひ賜ふ神なり」⁽¹²⁾ としている。宣長は君臨する天皇と実際の政治をおこなう大臣という古代の政治構造をよく認識していた。このように祭事と政事はここでは分離されているのである。

古代においては宗教が政治と深く関わっていたが、それが祭事=政事ではないことを「古事記」の記述もまた示している。では「まつりごと」ということばは「古事記」においてはどのような意味で使われているのだろうか。

- (1) 各遣はさえし国の政を和平して覆奏しき。ここに天の下太く平らぎ、人民富み榮えき。(104)
- (2) 御子は遣はさえし政を遂げて覆奏したまふべし。(1233)
- (3) その政未だ竟へざりし間に、その懐妊みたまふが産れまさむとしき。(135)
- (4) 政既に平け終へて参上りて侍ふ。(172)

政治意識の古層について

(5) 何地に坐さば、平らけく天の下の政を聞こしめさむ。(79)

(6) 大山守命は山海の政をせよ。大雀命は食国の政を執りて白したまへ。
宇運能和紀郎子は天津日継を知らしめせ。(141)

(1)はオオビコ命がタケハニヤス王の反乱を平定したのち高志国におもむく。タケヌナカハワケ命が東国各地の反乱を平定したことを「国の政を和平し」と記している。

(2)はオトタチバナヒメが荒れる海を鎮めようと海に身を投げる前にヤマトタケルにいうことばである。ヤマトタケルは「東の方十二道の荒ぶる神、また伏はぬ人等を言向け和平せ」と天皇に命じられ東国に来ていた。ここでの「政を遂げて」は「荒ぶる神、伏はぬ人等」を平定することである。

(3)の政は神功皇后が新羅征討の仕事を終えない間にということであり、政は新羅征討のことである。

(4)は反乱を起こしたスミノエ王を殺したなら会おうと天皇にいわれたミズハワケノ命は、ソバカリをそそのかしスミノエ王を殺害させる。その後ソバカリも殺害し、そのことを「政既に平け終えて」と記している。

(5)は神武天皇が、大臣が政事をとり統べて奏上するのを自らが聞こしめず地をもとめて、東に行くということであり、この場合の政は大臣たちが行なう行政的実務のことである。

(6)は応神天皇がオオヤマモリ命とオオサザキ命に「上の子と下の子のどちらがかわいいか」とたずねたときに、オオヤマモリは「上の子がかわいい」と答える。オオサザキは天皇が下の子に位を譲ろうとしていることを知って「下の子がかわいい」と答える。その答えを受けて「大山守命は山海の政をせよ」「大雀命は食国の政を執りて白したまへ」と命じる。「山海の政」とは海部、山守部などの部民を掌る仕事であり、「食国の政」は天下の政治を行なうことである¹³⁾。

国際日本学論叢

このように見てくると「まつりごと」は(1)から(4)が示すように、主にまつろわぬものを平定するという意味で使われている。行政的な職務を意味するのは(5)、(6)の二例である。「古事記」ではこのように「まつりごと」が反乱の平定の意味で使われている。それは国の統治において反乱、まつろわぬものを平定することが重要な位置を占めていたからである。石母田正は、天武紀十三年閏四月の詔において「政の要は軍事なり」とあることを指摘し、「国家という機構が何を機軸としてつくられるかを教えている」（『日本の古代国家』）と述べている。政が天皇にたいする反乱を抑えることを意味しているのは、この指摘のように統治の重要な部分、軍事的平定にあることをよく示している。問題はその平定をだれが行うかである。

(1)、(2)に「遣はさえし」とあり「政を和平」「政を遂げ」とあり、そして「覆奏」とある。派遣されたものが反乱を平定して、天皇にその結果を報告するというのが「政」のプロセスである。(5)、(6)に示されているように天皇は主体的に「政」には関わらない。(5)では「政」を行なうのは大臣たちであり、その奏上を天皇は「きこしめす」のである。(6)では実際の「政」を行なうのは、大山守命であり、大雀命であり、宇遲能和紀郎子は天皇の位につき「しらしむ」のである。この関係はアマテラスと神々とのあいだにもみられる。葦原中国平定の条で、「ここに高御産巢日神、天照大御神命もちて、天の安の河原に、八百万の神を神集へに集へて、思金神に思はしめて詔りたまひしく」（54）とある。アマテラスは自ら決断しない。「思はしめて」とあるように、判断は八百万神と思金神にゆだねるのである。この関係は「上から下へ」の統治という方向性を示しているが、同時に「下から上へ」の奉仕という逆の方向性も示している。「下から上へ」の奉仕の献上が、統治構造の基本となっているのである。「古事記」では「奉つる」「仕え奉る」「献る」「貢上る」「貢進る」とおびただしい数（80例をこえる）の「たてまつる」が使われている。これは下から上への奉仕の献上が、「古事記」の上のものと下のものとの関係の基本になって

政治意識の古層について

いることを示している。

「古事記」での「上から下へ」の統治はどのように表現されているのか、またそれは「下から上へ」の奉仕の献上とどのように関連するのか、統治を示すことば「しらす」「きこしめす」「ことむく」をとりあげ考えてみたい。

2. 統治を示すことば「しらす」

「しらす」が「古事記」に最初に登場するのは三貴子の分治の条である。

天照大御神に賜ひて詔りたまひしく、「汝命は、高天原を知らせ。」(中略)次に月読命に詔りたまひしく、「汝命は、夜の食国を知らせ。」(中略)次に建速須佐之男命に詔りたまひしく、「汝命は、海原を知らせ。」(31)

イザナキはそれぞれがいずれの領域を分治するかを指示している。この時点ではアマテラス、ツクヨミ、スサノヲはそれぞれの領域をまだ自ら統治しているわけではない。「各領土の主権者」はだれかを指示し、「統治範囲」を指定しているだけである。ここでは「しらす」は「具体的な統治行動」を示しているのではなく、「しらす」のは誰か、統治を明示する語として使われている。

まず統治者を告知するという意味での「知らす」があり、その後、実際に統治行動が行なわれたとき「治らす」が使われる。イザナギが三貴子にそれぞれの領域を「知らせ」と告知した後、スサノヲが命じられた「海原を知らす」が行なわれなかったとき、「速須佐之男命、命させし国を治らさずて」と表記されている。「知」と「治」のちがいがここに示されている。「知」は統治の告知であり。「治」は実際の統治を示している。

国際日本学論叢

天照大御神の命もちて、「豊葦原の千秋長五百秋の水穂国は、我が御子、正勝吾勝速日天忍穂耳命の知らず国ぞ。」と言よさしたまひて、天降したまひき。(55~56)

ここでもオシホミミ命はまだ葦原中国を実際に統治しているわけではない。葦原中国を統治しているのはオオナムジであるが、正統な支配者はオシホミミであることを「知らず国ぞ」によって宣言しているのである。たんなる事実上の領有と区別された、正統性にうらづけられた統治を「知らず」は示している。「知らず」が特別な意味をおびた語であることは、「うしはく」との対比によっていっそう明らかになる。事代主神の服従の条に次のように記されている。

「天照大御神、高木神の命もちて、問いに使はせり。汝がうしはける葦原中国は、我が御子の知らず国ぞと言依さしたまひき。故、汝が心は奈何に。」とのりたまひき。(61)

「うしはける」(宇志波祁流)と「知らず」がここでは使い分けられている。オオナムジの領有は「うしはく」であり、オシホミミ命の領有は「知らず」なのである。「うしはく」について、記伝では「主人(ウシ)として其の処を我が物として領居(シリヲ)る」¹⁴⁾としている。实际的、具体的な領有がウシハクであり、またかかる領有者が主人(ウシ)である。しかしながら「うしはく」はたんにある者がどこかを主人として領有するという意味ではない。倉野憲司が「万葉や祝詞の用例を見ると「うしはく」主体は例外なく「神」であることを見逃してはならない」¹⁵⁾と述べているように、たんなる領有ではなく天つ神によって「言趣け」られる葦原中国のちはやぶる、あらぶる国つ神の最大の神であるオオナムジが領有するという、宗教的な意味のこめられたことばであることに注目しなければなら

政治意識の古層について

ない。オオナムジの領有は特別な語「うしはく」と述べられている。だが正統性のある領有「知らず」は、オオナムジの領有「うしはく」に優越するのである。

3. 統治を示すことば「きこしめす」

「きこしめす」が最初に登場するのは須佐之男の勝ちさびの条である。ウケヒに勝ったスサノヲは勢いにまかせ乱暴狼藉をはたらき、アマテラスが新穀を食する祭殿を汚す。「大嘗を聞こしめす殿に屎まり散らしき。」(35)とある。大嘗は新嘗と同じもので、後に天皇即位のときの新嘗を大嘗祭と呼び、年ごとのを新嘗祭と呼ぶようになった⁽¹⁶⁾。「大嘗を聞こしめす殿」は新穀を食する祭殿である⁽¹⁷⁾。「大嘗を聞こしめす」は記伝に「神にも奉り、人にも饗自らも食わざなり。」⁽¹⁸⁾とあるように、ただ神に新穀を供えるだけでなく自らも食した。神と新穀を共食するのである。

「きこしめす」は「飲み」「食い」の尊敬語である。「をす」と同義である。すでにいわれているように「きこしめす」「をす」が「治める」の意をもつのは、新穀を神と食べ穀霊を体内に取り入れることで統治者の正統性をえることに関連する。新穀を「きこしめす」「をす」ことで統治者の正統性をえることは同時にその国を治めることを意味するのである⁽¹⁹⁾。

「きこしめす」には聞くという意もある。すでに引用したように神武記に「何地に坐さば平らけく天の下の政を聞こしめさむ。」とある。ここでの「聞こしめす」は食べる意ではなく、聞くという意である。

大臣たちの政事についての奏上を聞くということである。聞くことがな

二七

神野志隆光は「聞こしめす」と「統治」との関連を次のように述べている⁽²⁰⁾。「古事記」の「古代」はオーラルの世界である。「まつりごと」のプロセスは「言」を介して行なわれていく。「荒ぶる神とまつろわぬ人等」

への「言向け」。それを果たした後の「復奏」。それを天皇が「聞こしめす」ことで完了する。このプロセスのなかで天皇は、「聞く」ことによって世界をたもつ。この構造は一般化することのできない、『古事記』における独自の天皇のありようなのである。それは、下から上へ、ひとつの方向に組織された言語行為によって表象される。「聞く」天皇というありようがオーラルな世界である『古事記』の古代のありようなのである。それゆえに『古事記』の天皇の「聞こしめす」は「統治」を意味するのである。

たしかに『古事記』の「まつりごと」のプロセスにおける「言」の重要性に、注目しなければならない。しかしここで問題にしたいのは「聞く」天皇という天皇ありようだけではなく、その天皇はどのように統治したかという統治の仕方と統治の特質である。『古事記』にくりかえし登場するのは、臣下を派遣し、まつろわぬものを「ことむけやはし」、臣下はそれを「復奏」し、天皇は「復奏」を「聞こしめす」というパターンである。このパターンは『古事記』における統治の仕方と特質を示している。その統治の仕方とその特質はなにかといえ、ば、「まつりごと」にたいする天皇の主体性の欠如である。

天皇は臣下の「復奏」を聞こしめすのであり、「まつりごと」に主体的にかかわることがない。「まつりごと」は臣下が行い、その結果を聞くというのが『古事記』における天皇の統治の仕方であり特質である。

ここで統治に関することばが、いずれも身体機能に関連していることについてふれておきたい。「食す」「聞こしめす」「知らしめる」いずれも食べる、聞く、知るという身体の働きである。『古事記』には身体にたいする強いこだわりがある。イザナギ、イザナキの身体は「成り成りて」生成に生成をかさねてようやくできあがったのである。黄泉の国のイザナミの頭、胸、腹、陰、右手、左手、右足、左足に雷がいるのをイザナギは見る。オオゲツヒメの頭、目、耳、鼻、陰、尻に蚕、穀物が生じる。これはいずれも身体のもつ特別な力への畏怖を示している。この身体への畏怖という

政治意識の古事記について

発想に「食す」「聞こしめす」「知らす」はもとづいている。神聖な身体=器官に取り入れることによって、統治は保証されるのである。神聖な身体がその国の国魂のこもった食物を身体にとりいれる、食べることでその国は統治される。神聖な身体が報告を身体にとりいれる、聞くことによってその報告は正統性を保証される。その国を知ることは神聖な身体にその国の国魂をとりにいれることである。統治のことがいづれも身体と関連しているのは、「古事記」の身体への畏怖という発想が根底にある。

神聖な身体=器官は、木花の佐久夜毘売の条に「御命長くまさざるなり」とあるように、不死ではない天皇という個人の身体を意味しているわけではない。王権を担う身体=器官という限りのおいての神聖性である。

4. 統治を示すことば「ことむく」

「まつりごと」という語にむすびつく動詞として、「しろしめす」のほか「ことむく」という動詞が「古事記」において使われている。「古記事」では「言趣」「言向」と表記されている。「ことむく」は統治とどのように関連しているのだろうか、「まつりごと」と「ことむく」との関係を考えなければならない。「まつりごと」という国家創業がどのように行なわれるか、その過程はつぎのとおりである。

(1) 汝を葦原中国に使わせる所以は、その国の荒振る神等を、言趣け和せとなり。何にか八年に至るまで復奏さざる。(57)

一 (2) 建御雷神、返り参上りて、葦原中国を言向け和平しつる状を復奏した
二
五 まひき。(64)

(3) ここに天照大御神、高木神の命もちて、太子正勝吾勝速日天忍穗耳命

国際日本学論叢

に詔りたまひしく、「今、葦原中国を平け訖へぬと白せり。故、言依さしたひし隨に、降りまして知らせめせ。」とのりたまひき。(64)

「まつりごと」という国の統治は(1)から(3)のプロセスをとおして行なわれる。(1)臣下を派遣し荒ぶる神々、まつろわぬ人々を平定、帰順させる。(2)臣下は平定、帰順させた後に参上し、復奏する。(3)政治的、軍事的平定が完了した天下を皇孫が「しろすめす」。この一連の流れは、人代においてもくりかえし登場する。「ことむく」によって荒ぶるものを和平易し、秩序を達成するのである。「ことむけ」は「古事記」において、「天孫の統治という本来あるべき秩序の実現すなわち「王化」を語る独自のイデオロギー表現なのである。『日本書紀』では「吾、葦原中国の邪しき鬼を撥ひ平けしめむと欲ふ」⁽²¹⁾と表記され「ことむく」が使われていない。平定をあらわすための「ことむく」という語は「古事記」独自の語である。「言趣」「言向」と「言」を冠したこのことばには「言」へのこだわりが示されている。

「ことむく」は「言霊の威力によって荒振る神を説伏して、その荒振る心を和める」⁽²²⁾のように、ことばでもって従わせるると解釈されている。その一方で「服属を誓う「言」をこちらへ向けるようにさせること、そういう形で向き従わせる」⁽²³⁾という解釈もある。ソムク（背向）、オモムク（面向）が、背を向ける、面を向けることであるようにコトムク（言向）も言を向けると解することができる。「ことむく」だけをとりだして考えると「言」を向けることであるとはいえるが、「言」をだれがどちらに向けるかは判断できない。統治する側が言を向けるのか統治される側が言を向けると解するかによって「言」の内容がかわってくる。統治する側に主体をおけば「言」は説伏を意味する。統治される側に主体をおけば「言」は服属の誓いを意味する。「ことむく」はそれが使われている文脈によって、どちらに主体をおくかが判断される。「言」をむけるのが、どちらに

政治意識の古層について

対してであるかは文脈によるのである。したがって、このことについては「ことむく」の用例をみた後にあらためて述べるが、上に引用した両方の意味をふくむ語であると考え。ここでは「ことむく」は単なる平定ではなく、「言」を介してなされる平定、服属であることを確認しておきたい。

『古事記』における「ことむく」の用例はつぎのとおりである。岩波文庫『古事記』では「平け」を「ことむけ」と訓じているが、「たひらげ」とも訓じられる⁽²⁾ので「言趣」「言向」のみを取り上げる。用例(2)はすでに引用したが、ここでは全用例を引用するということから、あらためて引用した。

- (1) この国に道速振る荒振る国つ神等に多なりと以為ほす。何れの神を使はしてか言趣けむ。(56)
- (2) 汝を葦原中国に使はせる所以は、その国の荒振る神等を、言趣け和せとなり。(57)
- (3) 建御雷神、返り参上りて、葦原中国を言向け和平しつる状を、覆奏したまひき。(64)
- (4) その葦原中国は、専ら汝が言向けし国なり。(82)
- (5) かく荒振る神等を言向け平和し、伏はぬ人等を退け撥ひて、畝火の白檜原宮に坐しまして、天の下治らしめしき。(87)
- 一
二
三 (6) その時より御名を称へて、倭建命と謂ふ。然して廻り上ります時、山の神、河の神、また穴戸の神を皆言向け和して参上りたまひき。(120)

国際日本学論叢

- (7) 東の方十二道の荒振る神、また伏はぬ人等を言向け和平せ。(121)
- (8) 悉に山河の荒振る神、また伏はぬ人等を言向け和平したまひき。(122)
- (9) 悉に荒ぶる蝦夷等を言向け、また山河の荒ぶる神等を和平して、還り上り幸でます時、足柄の坂本に到りて、御糧食す処に、その坂の神、白き鹿に化りて来立ちき。(123)
- (10) その国より科野に越えて、すなわち科野の坂の神を言向けて、尾張国に還り来て、先の日に期りたまひし美夜受比売の許に入りましき。(124)
- (11) 大吉備津日子命と若建吉備津日命とは、二柱相副ひて、針間の氷河の前に忌瓦を居えて、針間の道の口として吉備国を言向け和したまひき。(94)

(1)から(3)は葦原中国平定の条である。(4)から(5)は神武東征の条。(6)から(10)はヤマトタケルの条。(11)は孝靈天皇の条である。「ことむく」のは「荒振る神、伏ろはぬ人等」である。そして「言向け和す」のである。「ことむけ」がたんに平定を意味するのであれば、ほかの表現でもいいはずである。すでに述べたように「日本書紀」では「撥い平け」と表現している。「古事記」でも「撥ひ治めて」(121)と表現している場合がある。しかし「ことむけ」はたんなる平定ではない。

すでに述べたが、「言」を介した平定である「ことむく」は、ふたつの意味もっている。(11)以外はすべて「荒振る神々を言向ける」あるいは「山の神、河の神、また穴戸の神」「坂の神」などを「言向ける」と記している。「ことむく」はまず第一に「荒ぶる神々」にたいして使われることばのようである。その場合の「ことむく」はことばの権威的な力による説

政治意識の古層について

伏を意味している。たとえば事代主神の服従の条で、建御雷は葦原中国は天孫が統治する国だから譲れとせまる。このことばにたいして事代主神は「恐し。この国は、天つ神の御子に立奉らむ」といって船を傾け、青柴垣に隠れる。「我が御子の知らず国ぞ」ということばのもつ権威的な力に服し、服属を誓うのである。この場合、統治する側が「荒ぶる神」に向けて「言」を向けるのである。

「伏わぬ人等」に対してはどうであろうか。建御名方神の服従の条で、建御名方は「誰ぞ我が国に来て、忍び忍びにかく物言ふ。然らば力競べせむ」といって建御雷の手をとろうとする。建御名方はいわば「伏わぬ人(神)」である。ところが建御雷に投げ飛ばされ、科野国まで逃げる。追いつめられ「この葦原中国は、天つ神の御子の命の随に献らむ」と服従を誓う。ここでは統治される側が統治する側に服属の「言」を向けているのである。「伏わぬ人等」に対しては、ここに記されているように、ことばによる説伏だけでは服従させることはできない。やはり武力が必要である。武力でおさえた後に服従を誓わせる。「伏わぬ人等」に対して「ことむく」は武力でおさえた後に、服従をことばで誓わせることをも意味している。葦原中国のありとあらゆるものにたいし、天つ神・天孫の統治の正統性を認めさせ、それに従うことをことばをもって誓わせる。ことばをもって誓うことで天孫の秩序に包摂されるということが「ことむく」なのである。

「ことむく」がたんなる平定を示すことばでないことは、オオナムジの国作りのときの記述と比較するとよりあきらかになる。オオナムジはスサノヲの生大刀・生弓矢を奪って逃げ、八十神を駆逐し国を作りオオクニヌシとなる。

一
一
一
その大刀・弓を持ちて、その八十神を追い避くる時に、坂の御尾毎に追い伏せ、河の瀬毎に追ひ撥いて始めて国を作りたまひき。(48)

ここに記されているのは「追い伏せ」「追い撥い」であって、「ことむく」ではない。ここで「荒振る神々を言向く」ことがないのは、「荒振る神々」とは天つ神からみた国つ神であり、オオクニヌシはあまたいる「荒振る神」をいわば代表する神であるからであり、また「ことむく」はあくまで天孫が葦原中国を平定し、王に服従することをことばをもって誓わせることを意味するからである。

5. 統治の二重構造

『古事記』における統治のパターンは、上にみたように次のような循環（サイクル）として考えられている。(1)臣下を派遣し「荒振る神、伏ろはぬ人等」を「言向く和す」(2)その結果を臣下は天皇に「復奏」する。(3)天皇はそれを「聞こしめす」そして「天下を知ろしめす」のである。

正統性にうらづけられた天皇は君臨する。政事を直接おこなうのは「諸の卿等、堅く奏すによりて」(174)とあるように卿等（まえつきみ）である。このように『古事記』にみられる統治には二重性がある。正統性にうらづけられ君臨する天皇と実際に政事をおこないその結果を奏上する「まえつきみ」という二重性である。この二重構造をささえる正統性はなんであろうか。丸山眞男は古代王制の正統性をささえる要素として四つのカリスマをあげている。血統カリスマ、呪術的司祭者としてのカリスマ、軍事的指導者としてのカリスマ、アマテラス（日神）カリスマである⁽²⁵⁾。ここでいう正統性は丸山自身が述べているようにマックス・ウェーバーの支配の正統性—カリスマ的支配・伝統的支配・合法的支配—でいう正統性を意味している。ウェーバーはカリスマとは、「生来それを所有している物ないし人にもっぱら宿り、なにものをもってしても手に入れることのできない、一つの賜物（ガーベ）」⁽²⁶⁾であると述べているが、『古事記』がもっともつよく主張する正統性は天孫であるという血統的カリスマである。この

政治意識の古層について

血統的カリスマによって、先に述べた身体=器官の神聖性が保証されるのである。

「天照大御神の命もちて、「豊葦原の千秋長五百秋の水穂国は、我が御子、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知らず国ぞ。」と言よさしたまひて、天降したまひき。」(56) はよくそのことを示している。

カリスマという正統性を背景とする統治の二重構造は、上から下への支配よりも、下から上への「奉仕の献上」という形で顕著に示される。実際の政事に関与しない天皇は政事に責任を負わない。また一方で下から上への「奉仕の献上」は「決定が臣下へ、またその臣下へと下降していくという側面をもつ。これは「病理現象としては決定の無責任体制」⁽²⁷⁾を生み出す。大山守命の反逆の条に次のような記述がある。

ここに大雀命と宇遲能和紀郎子と二柱、各天の下を譲りたまひし間に、海人大贄を貢りき。ここに兄は辞びて弟に貢らしめ、弟は辞びて兄に貢らしめて、相譲りたまひし間に、既に多の日を経き。かく相譲りたまふこと、一二時にあらざりき。故、海人既に往き還に疲れて泣きき。故、諺に「海人や、己が物によりて泣く。」と曰ふ。(149)

大贄は「朝廷に献る土地土地の産物」⁽²⁸⁾で、国守の歌・百濟の朝貢の条に「国主等大贄を献る時時」(145)とある。大山守の反乱の後、ふたりの兄弟は王位を譲りあう。儒教的彩色のほどこされた王位の互譲とされているが、たがいに譲り合ううわしい兄弟ということではなく、決めない王とみることはできないだろうか。決めない王のために臣下から臣下へと通達が下降していき、泣かされる部民の姿をここに垣間みることができる。一〇九「隸属民たる海人がみずから獲った鮮魚を贄として宮廷に献ずべく山野を馳せ参じねばならぬ苦勞のほどを下地にした諺ではあるまいか」⁽²⁹⁾とも解釈できるのである。

国際日本学論叢

このように「正統性の所在と政策決定の所在とが、截然と分離」⁽³⁰⁾されているのが「古事記」にみられる政事である。これは統治の二重構造における天皇と臣下との関係にみられる問題である。もうひとつの問題は天皇と天皇が祭る神との関係にみられる問題である。

臣下は奉仕を天皇に献上する。天皇は神を祭ることで、奉仕を神に献上する。祭事と政事は区別されていたと述べたが、古代においては祭祀が重要な位置を占めていたのも事実であり、天皇は祭主としての役割をおこなっていた。仲哀天皇の条に「天皇御琴を控かして、建内宿禰大臣沙庭に居て、神の命を請ひき」(132)とある。また崇神紀に「天皇、乃ち神浅茅原に幸して、八十万の神を会へて、卜問ふ」とある。このとき神の依り代となるのは百襲姫であるが、祭儀を主宰する祭主は天皇である。

中臣氏、斎部氏など祭祀をつかさどる職掌が確立される以前は、天皇みずから祝詞をよんだであろう。祝詞においては、まず集まった人々に祭事を行なう旨の宣告をする。「宣る」である。「神ろきの命・神ろみの命もちて」(延喜式巻八)のようにこれは神の命令であると述べられる。そのことばは、「神に向かって発せられるだけでなく、神を祀る人が、神の心をえて、神に代わって発する」⁽³¹⁾と考えられた。神にむかってのことばが、また神のことばであるのはシャーマニズムにみられる特色である。シャーマン的な役割を祭事において祭主としての天皇がはたしていた。仲哀天皇の条以外にも「古事記」に次のように記されている。

この天皇の御世に、役病多に起こりて、人民死にて尽きんとしき。ここに天皇愁ひ歎きたまひて神床に坐しし夜、大物主大神、御夢に頭はれて曰りたまひしく、「こは我が御心ぞ。故、意富多多泥古をもちて、我が御前を祭らしたまはば、神の氣起こらず、国安らかに平らぎなむ。」とのりたまひき。(100)

政治意識の古層について

神床は「夢に神意を得ようとして忌み清めた床」⁽³²⁾であり、神床につくのは宗教的儀式である。夢をとおして神のこばを受け取るのは、天皇は夢において神と一体となり、神の媒介者となったということである。夢をとおして神のこばを聞くという記述はほかの箇所にもある。本牟智和氣王の条に「ここに天皇患ひたまひて、御寝しませる時、御夢に覚して日りたまひけらく」「太古に占相ひて、何れの神の心ぞと求めしに、その崇りは出雲の大神の御心なりき」また氣比の大神の酒楽の歌の条に「伊奢沙和氣大神の命、夜の夢に見えて云りたまひしく、「吾が名を御子の御名に易へまく欲し」」いずれも天皇が夢をとおして神からのこばを受けるさまが記されている。

このような祭儀において天皇はシャーマン的な地位を占めている。ここで問題なのはシャーマン的な地位を占める天皇が、祭主として祭る神々とはなにかということである。ここでとりあげた用例でも天皇がこばを受ける神は、大物主であり、出雲の大神であり、伊奢沙和氣という神というようにさまざまである。祭られる神は不特定なのである。

和辻哲郎は『日本倫理思想史』においてイザナキとイザナミが最初の国生みに失敗した後、天つ神のもとに指示をおくために参上する箇所を取り上げ、次のように述べている。

その時天つ神たちは、いかなる仕方で命令を与えたか。驚くべきことには彼らは、「布斗麻邇爾卜相而」指令を与えたのである。占卜によって知られるのは不定の神の意志であるが、天つ神にとっての不定の神とは何であるか。天つ神の背後にはもう神々はない。しかもこれらの神々がな占卜を用いるとすれば、この神々の背後になお何かがなくはならぬ。それは神ではなくしていわば不定そのものである。すなわち最後の天つ神たちさえも不定者の現れる通路であって究極者ではない⁽³³⁾。

国際日本学論叢

天つ神の背後にさらなる何ものかを想定するのは、異常な自然現象の背後に、それを引き起こす何かの力があり、その何かが不特定で無限定な力の発現の源であると考えた原初的な宗教意識によるものである。天つ神が究極の神でないのは、すべての根源ではなく、天つ神もさらなる力のメッセージを伝える通路としての神だからである。通路としての神は判断を自らくだすことはできない。卜相によってそこにさらなる力の徴証が示されるのを待つ神である。

天つ神とその背後にある無限定なるものを、神とそれを祭る天皇との関係はどのようなものであるか。天皇は神を祭り、祭る神のことは神の仲介者として「宣」るのである。天皇が祭る神が無限定のどこまでも遡及できる「無限なものかという神」であるとするなら、その神のことは無限定なことばである。

無限に遡及できる無限定な神の声を、天皇は媒介者として宣するのみであって、無限定なものにむかい主体的に働きかけることがない。むしろ無限定なものに身を委ねる。ここにも神聖な身体=器官としての天皇という「古事記」の発想がある。天皇は無限定な神の声を媒介する身体=器官としての祭司なのである。

おわりに

「古事記」に使われている「まつりごと」に関連することばを取り上げながら「古事記」にうかがうことのできる「政治意識の古層」について考えてみた。政事は天皇に仕え奉る「まえつきみ」たちが行なう。その政治過程はまず臣下を派遣し、荒振る神々、まつろわぬ人々を「ことむけやわす」。その後、臣下は朝廷に参上し、その結果を「復奏」する。天皇はそれを「きこしめす」。そうすることで天皇は天下を「しろしめす」というものである。

政治意識の古層について

天皇は神を祭ることで神に奉仕を献上する。「まえつきみ」は政事を行なうことで天皇に奉仕を献上する。奉仕の献上という点で天皇と神、天皇と「まえつきみ」との関係は対応する。ここに見出せるのは政事を行なう臣下とそれを「聞こすめす」天皇という統治の二重構造である。「はじめに」においてふれた専制的統治、官僚的統治についていえば、「古事記」の記述をとおしうかがうことのできる統治は、天皇が血統というカリスマにささえられて君臨し、直接には政をおこなわず、「諸卿」（まえつきみ）が実質的な統治をおこなう官僚的統治である。

「古事記」の引用は岩波文庫「古事記」（倉野憲司校注）による。括弧内の数字は頁数を示す。引用文中の旧漢字は新漢字にした。「日本書紀」の引用は日本古典文学大系（岩波書店）による。

注

- (1) 早川庄八『日本古代官僚制の研究』岩波書店1986年 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店1983年 石母田正『日本の古代国家』岩波書店1989年
- (2) 石母田正著作集 第三巻 『日本の古代国家』 第三章 第三節 東洋の専制国家
- (3) 早川庄八 同上
- (4) 関見著作集 第四巻 『日本古代の国家と社会』 吉川弘文館1997年
- (5) 『丸山眞男講義録』 第七冊 （以下録と略す） 98p 岩波書店1998年
- (6) 村山重良 『天皇の祭祀』 10p 岩波新書1977年
- (7) 早川庄八 同上 9p
- (8) 同上 3p
- (9) 西郷信綱『古事記注釈』（以下註釈と略す） 二 245p 平凡社1975年
- (10) 『古事記伝』（岩波文庫）四（以下記伝と略す） 129p?130p
- (11) 『録』 第七冊 101p
- (12) 『記伝』 四 131p
- (13) 岩波文庫『古事記』による
- (14) 『記伝』 四 17p
- (15) 倉野憲司『古事記全註釈』（以下全註） 第四巻 78p 三省堂1973年
- (16) 『注釈』 一 304p
- (17) 岩波文庫『古事記』による

国際日本学論叢

- (18) 「記伝」二 152p
- (19) 岡田精司「古代王権の祭祀と神話」 塙書房1970年
- (20) 「複数の古代」 54p 講談社新書2007年
- (21) 上巻 134p
- (22) 「全註」第四巻 14p
- (23) 神野志隆光「古事記の達成」 150p 東京大学出版会1983年
- (24) 古典全書「古事記」では「平け」を「たいらけ」と訓じている。(下) 55p
95p 139p
- (25) 「録」第四冊 第二章 古代王制のイデオロギー的形成
- (26) M・ウェーバー「宗教社会学」 武藤一雄ほか訳 246p 創文社1976年
- (27) 丸山眞男集 12巻 「政治の構造」 238p 岩波書店1995年
- (28) 岩波文庫「古事記」による
- (29) 「注釈」六 361p ちくま文庫
- (30) 「政治の構造」 217p
- (31) 「古事記・祝詞」(日本古典文学大系) 解説 369p
- (32) 岩波文庫「古事記」による
- (33) 和辻哲郎全集 第14巻 「日本倫理思想」 上 62p 岩波書店1991年

Political consciousness in old layer of Japanese thought

—A study through *Kojiki*—

Hiroyuki Abe

Abstract

It is extremely difficult to decide when Japanese old and ancient state was formed. It is said that it was formed the state for the first time that represented the whole country when the Yamato state adopted the system of centralized administration established under the *ritsuryo* legal codes. This was modeled after the legal codes that were carried out in China at that time. Before these legal codes were adopted, Yamato state government was a just regional political authority. It is also difficult to judge how the government regulate the whole country in the ancient Japanese state. This is the matter of reign. In terms of the reign in the ancient Japanese state, some student of ancient Japanese history say that it was the asian style despotism by an emperor, others say that it was the bureaucracy by aristocrats.

How *Kojiki* describe the reign ? I would like to investigate this matter through *Kojiki*. There are many words relate to the reign in this book. I intend to inquiry into this theme in such a way that I choose four words from *kojiki* and analyze what meaning these words indicate. Four words : *Maturigoto*, *Shirasu*, *Kotomuku*, and *Kikoshimesu*. These words contain political consciousness of ancient Japanese. I try to make it clear the political consciousness in old layer of Japanese thought through analyzing these words.